

大個審答申第 77 号
平成 27 年 11 月 27 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 赤津 加奈美

大阪市個人情報保護条例第 45 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 26 年 5 月 14 日付け大城窓第 26 号により諮問のありました件について、次のとおり
答申いたします。

第 1 審議会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が平成 26 年 2 月 12 日付け大城窓第 348 号に
より行った開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成 26 年 1 月 30 日、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条
例第 11 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「国
民健康保険料分割納付誓約書 平成 22 年 8 月中頃」を求める旨の開示請求（以下「本
件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を「国民健康保険料の滞納による誓約書」
に記録された情報（以下「本件情報」という。）と特定した上で、条例第 23 条第 1 項
に基づき、本件決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 26 年 4 月 11 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、
行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づく異議申立て（以下「本
件異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 誓約書の裏面に担当者署名あり、誓約書の他の用紙も合わせて開示されたい。
- 2 他の用紙と誓約書と筆跡違っていたので調査されたい。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件情報

本件情報は、異議申立人が平成22年8月18日に城東区役所へ来庁した際に窓口サービス課窓口で提出した国民健康保険料分割納付誓約書(以下「本件誓約書」という。)の表面に記載された異議申立人の「被保険者証番号」、「住所」、「氏名」、「対象保険料」及び「納付計画」の情報である。

2 本件決定を行った理由

本件請求については、開示請求書の「開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項」の欄に「国民健康保険料分割納付誓約書 平成22年8月中頃」とあることから、本件誓約書に記載された本件情報を特定し、本件決定を行ったものである。

3 異議申立人の主張する「他の用紙」について

異議申立人は、異議申立書において、本件誓約書の「他の用紙」も合わせて開示することを求めている。しかし、本件誓約書には、「他の用紙」は存在せず、開示決定した本件情報がすべてである。

なお、異議申立人が主張する「他の用紙」とは、本件誓約書とは異なるものの、平成22年8月18日に城東区役所窓口サービス課窓口において、異議申立人が本件誓約書を提出する手続の中で提出した「国民健康保険料のための所得申告書(簡易申告書)」(以下「所得申告書」という。)である可能性がある。

そこで、異議申立人が求めている「他の用紙」が所得申告書であるか否かの確認及び求めている文書であった場合の情報提供に向けて、平成26年9月及び10月、平成27年1月に電話で異議申立人に来庁を要請したが、異議申立人の来庁がなく、異議申立人が求めている「他の用紙」が何を指すのかについては、依然として不明である。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 争点

実施機関は、本件請求について、本件誓約書の表面に記載された本件情報を特定し

た上で本件決定を行ったのに対し、異議申立人は、本件情報以外に他に特定すべき保有個人情報があるはずである旨主張している。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件情報以外に特定すべき保有個人情報の存否である。

3 本件情報以外に特定すべき保有個人情報の存否について

(1) 異議申立人は、前記第3の1のとおり、「誓約書の裏面に担当者の署名あり」と主張している。

これに対し、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報として、異議申立人が平成22年8月18日に城東区役所窓口サービス課に提出した本件誓約書に記録された本件情報を特定したこと、及び本件誓約書には表面にのみ記載があり、裏面は白紙であったため、表面に記録された本件情報を開示したと主張している。

そこで、当審議会において、実際に本件誓約書を見分したところ、記載があるのは表面のみであり、裏面には一切記載はなく、白紙であることが確認できた。

(2) また、異議申立人は、前記第3の1のとおり、「誓約書の他の用紙も合わせて開示されたい」と主張している。

これに対し、実施機関は、本件誓約書に他の用紙は存在しないと主張している。

そこで、当審議会において、実施機関に国民健康保険料の分割納付の手続きを確認したところ、国民健康保険料について分割納付を行う場合、納付義務者は納付計画に基づき国民健康保険料を納付することを内容とする1枚の国民健康保険料分割納付誓約書のみを実施機関に提出するものであり、平成22年8月18日における異議申立人の国民健康保険料の分割納付の手続きにおいても同様の処理が行われたとのことである。

(3) したがって、異議申立人に係る平成22年8月18日の国民健康保険料分割納付の手続きにおいて、表面にのみ記載のある1枚の本件誓約書以外に国民健康保険料の滞納に関する誓約書は存在せず、本件情報以外に特定すべき保有個人情報は存在しないとする実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められない。

4 結論

以上により第1記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 赤津加奈美、委員 曾我部真裕、委員 島田佳代子、委員 長谷川佳彦
委員 重本達哉

(参考) 答申に至る経過

平成26年度諮問受理第23号

年 月 日	経 過
平成26年5月14日	諮問
平成27年3月25日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成27年6月9日	審議 (論点整理)
平成27年9月2日	審議 (答申案)
平成27年10月14日	審議 (答申案)
平成27年10月26日	審議 (答申案)
平成27年11月27日	答申